

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 3 月 29 日（金）第 502 号 の 6



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 道路の区域の変更（7件）（道路維持課取扱い） 1
 ○道路の供用の開始（4件）（道路維持課取扱い） 2

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 286 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和6年3月29日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	504号	薩摩郡さつま町泊野字小高峯4792番5地先から同町泊野字轟之元6084番2地先まで	前	7.6～55.3	4,002.0
		薩摩郡さつま町泊野字小高峯4792番5地先から同町泊野字轟之元6090番4地先まで	前後	7.5～134.6	3,963.0
			後	7.5～134.6	3,963.0

鹿 児 島 県 告 示 第 287 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和6年3月29日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿児島加世田線	南さつま市金峰町大坂字赤仁田迫2795番1地先から18065番2地先まで	前	17.4～18.0	5.0
			後	17.4～29.0	5.0

鹿児島県告示第288号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和6年3月29日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	栗野停車場えびの高原線	始良郡湧水町木場日添国有林1034林班つ小班地先から1036林班は小班地先まで	前	6.7～10.9	1,315.8
			後	6.4～39.7	1,299.8

鹿児島県告示第289号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和6年3月29日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	南浦築地線	伊佐市菱刈川南字小古川2214番4地先から同市菱刈川南字久保田414番1地先まで	前	8.3～14.3	330.0
			後	12.9～40.8	250.9
				12.9～40.8	250.9

鹿児島県告示第290号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和6年3月29日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	上屋久永田屋久線	熊毛郡屋久島町小島字小島392番4地先内	前	12.6～13.8	8.0
			後	11.8～19.1	8.0

鹿児島県告示第291号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和6年3月29日から2週間、鹿児島県土木部

道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	上屋久永田屋久線	熊毛郡屋久島町小島字小島392番4地先内	令和6年3月29日

鹿児島県告示第292号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和6年3月29日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	敷地の延長(メートル)
県道	霧島公園小林線	霧島市牧園町高千穂新床国有林1073林班口小班地先から同市霧島田口霧島山国有林1079林班い1小班地先まで	前後	11.7~54.1 11.9~80.1	1,296.7 1,296.7

鹿児島県告示第293号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和6年3月29日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	霧島公園小林線	霧島市牧園町高千穂新床国有林1073林班口小班地先から同市霧島田口霧島山国有林1079林班い1小班地先まで	令和6年3月29日

鹿児島県告示第294号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和6年3月29日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	敷地の延長(メートル)
県道	湯之元佐目野	薩摩川内市陽成町字山王田	前	7.7~10.9	147.0

線	1315番5地先から同市小倉	後	8.0～15.4	147.0
	町字岩本5978番3地先まで	後	9.5～18.4	167.6

鹿児島県告示第295号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，令和6年3月29日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	湯之元佐目野線	薩摩川内市陽成町字山王田1315番5地先から同市小倉町字岩本5978番3地先まで	令和6年3月29日

鹿児島県告示第296号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，令和6年3月29日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	上屋久屋久線	熊毛郡屋久島町麦生字両町117番3地先から同町麦生字下之牧925番地先まで	令和6年3月29日